

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年11月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20221102	三重貨物有限会社(法人番号9190002002190) 代表者寺脇秀二	三重県津市一志町庄村字南出283-1	本社営業所	三重県津市一志町庄村字天満458-6	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和4年6月6日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2
2 20221104	清水臨港通運株式会社(法人番号7080001008202) 代表者吉田正伸	静岡県静岡市清水区横砂1596	本社営業所	静岡県静岡市清水区横砂1596(横砂字寺西1596-2)	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年4月26日、監査方針に基づき、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年11月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20221107	株式会社ワイズトランス(法人番号7020001090395) 代表者青木正美	神奈川県横浜市都筑区池辺町4704番403-2号	静岡営業所	静岡県榛原郡吉田町住吉1349-1	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年5月26日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(3)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4
4	20221107	株式会社トライバル(法人番号2180001102115) 代表者五十君隆政	愛知県春日井市関田町1丁目31番地	本社営業所	愛知県春日井市関田町1丁目31番地プレイススクエア春日井中央通302号	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和4年5月13日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年11月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20221107	東海ネクスト株式会社 (法人番号 6190001004769) 代表 者松本光司	三重県亀山市田村町204 番地1	亀山営業所	三重県亀山市田村町204 番地1	輸送施設の使用停止 (25日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 2	令和4年6月14日、監査方針に基づき、監査を 実施。9件の違反が認められた。(1)定期点検未 実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3 条の2)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3) 運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転 者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運転者 に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)特定 の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、 (7)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第23条第1項)、(8)輸送の安全 にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車 運送事業法第24条の3)、(9)事業報告書及び事 業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法 第60条第1項)	3	3
6	20221107	ビューテックローリー株 式会社(法人番号 9020001074264) 代表 者徳永禎二	千葉県市川市福栄4丁目 3-17	名古屋営業所	愛知県刈谷市一里山町東 吹戸29-1、14-7、19-1、28- 1、30、31-1	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	令和4年7月14日、死亡事故を引き起こしたこ とを端緒として、監査を実施。2件の違反が認め られた。(1)運転者に対する指導監督義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第 1項)、(2)一般講習受講義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第23条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年11月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7 20221107	株式会社丸慶建材(法人番号8190001024237) 代表者明慶二男	三重県尾鷲市光ヶ丘13番25号	本社営業所	三重県北牟婁郡紀北町上里600番地4	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年5月26日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)	3	3
8 20221114	信濃陸送株式会社(法人番号3100001006165) 代表者緑川英武	長野県千曲市大字雨宮663-5	岐阜営業所	岐阜県羽島市上中町一色字柳下1003-2	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年1月26日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	8	8

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年11月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
9 20221114	有限会社松本産業(法人番号4180002036459) 代表者松本成士	愛知県名古屋市中川区供米田2丁目1201番地の1	本社営業所	愛知県名古屋市中川区供米田2丁目1201番地の1	輸送施設の使用停止(130日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年4月19日、監査方針に基づき、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	13	13
10 20221117	鈴江陸運株式会社(法人番号8020001006359) 代表者鈴木直	神奈川県横浜市金沢区幸浦2-9-1	四日市事業所	三重県四日市市白須賀1丁目15-27	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和4年10月14日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
11 20221117	有限会社矢野建材(法人番号1190002023211) 代表者矢野学	三重県四日市市前田町30番8号	本社営業所	三重県四日市市前田町30番8号	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項	令和4年10月20日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(2)事業報告書及び輸送実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年11月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
12	20221122	協和運送有限公司(法人番号8190002013783) 代表者坂元千浩	三重県松阪市上川町3114番地1	本社営業所	三重県松阪市上川町字おこし3114-1	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年11月29日、監査方針に基づき、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者台帳の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第2項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年11月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
13 20221122	株式会社ビー・ワイ・ライン(法人番号1190001008997) 代表者後出秀典	三重県伊賀市西之沢848	波敷野営業所	三重県伊賀市波敷野823	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年4月19日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4
14 20221125	有限会社タケダ急便(法人番号8080102010840) 代表者武田公男	静岡県三島市徳倉2-5-34	本社営業所	静岡県沼津市原町中2丁目15-2サニーフラットB-102	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年4月14日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年11月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
15	20221125	有限会社三基(法人番号2190002020240) 代表者谷口浩通	三重県四日市市大井手1丁目1-36	津営業所	三重県津市雲出長常町1129番地11	輸送施設の使用停止(65日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和4年5月10日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(10)事業報告書及び輸送実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	7	7
16	20221128	有限会社石山運送(法人番号2180002073363) 代表者石山信吾	愛知県尾張旭市東山町2-10-5	本社営業所	愛知県尾張旭市東山町2-10-5	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年10月11日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。



一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年11月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
17	20221130	浜松トラック株式会社 (法人番号 2080401004160) 代表 者北原慎介	静岡県浜松市西区桜台2 丁目26-1	本社営業所	静岡県浜松市西区桜台2 丁目26-1	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第2項	令和4年10月11日、監査方針に基づき、監査を 実施。2件の違反が認められた。(1)特定の運転 者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(2)運行 管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第19条)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。